

運 営 規 程

株式会社 昂

指定訪問介護事業所 サンケア赤土

指定訪問介護事業所「サンケア赤土」 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 昂 が設置する指定訪問介護事業所「サンケア赤土」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （１） 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （２） 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- （３） 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （４） 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- （５） 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- （６） 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （７） 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- （８） 事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- （９） 前（８）項のほか、介護保険法及びその他関連法令の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名 称 サンケア赤土
- （２） 所在地 石川県金沢市赤土町カ 1-2 4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所における従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2人以上

事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。

(3) 訪問介護員等 3人以上。

指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：年中無休とする。

(2) 営業時間：24時間営業とする。

(指定訪問介護を開始する手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(以下「重要事項説明書」という。)を交付して説明を行い、指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得て交付するものとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 事業所の指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助

(2) 生活援助

調理、洗濯、掃除等の家事援助

(訪問介護計画の作成及び変更)

第8条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、

文書により利用者の同意を得て交付するものとする。

2. 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
3. サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の額とする。

2. 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
3. 提供した指定訪問介護について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合は、領収書及びサービス提供証明書を交付する。
4. 通常の実施地域以外の利用の場合、通常の実施地域を越えた地点より、交通費として1 kmあたり20円を請求するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、金沢市、白山市、野々市市、内灘町、津幡町とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(サービスの提供の記録)

第13条 事業所は、指定訪問介護を提供した際には、その提供日、内容、当該指定訪問介護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載するものとする。

2. 事業所は、提供した指定訪問介護の具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、提供した指定訪問介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応することとし、相談窓口及び担当職員を置いて、解決に向けた改善の措置を講ずるものとする。

2. 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容、当該苦情を解決するために講じた措置等を記録し、5年間保存するものとする。
3. 第1項の苦情に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 前項の改善の内容に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を報告するものとする。
5. この事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、5年間保存するものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町への通知に係る記録
 - (4) 苦情等の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(衛生管理等)

第17条 事業所は、訪問介護員等に対し、その清潔の保持について必要な管理を行い、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる等、その健康状態についての必要な管理を行うものとする。

2. 事業所は、その設備、備品及び訪問介護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な

消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

3. 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施する。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

2. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
3. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
4. 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施する。
5. 前3号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者を置く。

（身体拘束）

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の作成等）

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
3. 事業者は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第21条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2. 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
 3. 事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならないものとする。
 4. 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のためにその研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修：月1回以上
5. 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
 5. 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
 6. 事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（いわゆるハラスメント）により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 7. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
 8. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社昴と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 4月1日より施行する。